証券取引法施行令 (昭和四十年政令第三百二十一号)

準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定に 等) 等) 「開示用電子情報処理組織を使用して行う任意電子開示手続の方法 等) 「開示用電子情報処理組織を使用して行う任意電子開示手続の方法 等)	。 『以下この条及び次条において同じ。)を行う者は、内閣府令で定 手続(法第二十七条の三十の二に規定する任意電子開示手続をいう 等) 「関示用電子情報処理組織をいう。次条において同じ。)を使用して任意電子開示 等) 「関示用電子情報処理組織を使用して行う任意電子開示手続の方法
(海外発行証券の少人数向け勧誘)	(海外発行証券の少人数向け勧誘) (海外発行証券の少人数向け勧誘) (海外発行証券の少人数向け勧誘)
現	改正案

載すべきこととされている事項を金融庁長官が定める技術的基準に 適合する入出力装置により入力して行わなければならない。

2

(略)

(金融庁長官の公衆縦覧の方法)

第十四条の十二 金融庁長官は、ファイルに記録されている事項を法 するものとする。 に係る電子計算機の入出力装置の映像面に表示して公衆の縦覧に供 においては、当該事項を財務局及び福岡財務支局においてその使用 第二十七条の三十の七第一項の規定により公衆の縦覧に供する場合

公認会計士等の監査証明を必要とする会社

第三十五条 法第百九十三条の二第一項に規定する政令で定める者は 外国投資信託の受益証券、同項第七号の二に掲げる外国投資証券、 号までに掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第七号に掲げる るものの発行者又は同項第九号に掲げる有価証券で同項第三号の二 に掲げる有価証券 (外国法人が発行者であるものに限る。) 若しく 同項第十号に掲げる有価証券、 号から第三号まで若しくは第五号に掲げる有価証券の性質を有す 次に掲げる者 (法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第 第四号、第五号の二から第六号まで若しくは第七号の三から第八 同項第十号の二若しくは第十号の三

> ろにより、任意電子開示手続を文書をもつて行う場合に記載すべき こととされている事項を金融庁長官が定める技術的基準に適合する よる手続に限る。 入出力装置により入力して行わなければならない。 以下同じ。)を行う者は、 内閣府令で定めるとこ

2 (略)

(金融庁長官の公衆縦覧の方法

第十四条の十二 金融庁長官は、ファイルに記録されている事項を法 電子計算機の入出力装置の映像面に表示して公衆の縦覧に供するも 第二十七条の三十の七の規定により公衆の縦覧に供する場合におい のとする。 ては、当該事項を財務局及び福岡財務支局においてその使用に係る

(公認会計士等の監査証明を必要とする会社)

第三十五条 券 の三に掲げる有価証券 (外国法人が発行者であるものに限る。 外国証券投資信託の受益証券、同項第七号の二に掲げる外国投資証 号までに掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第七号に掲げる るものの発行者又は同項第九号に掲げる有価証券で同項第三号の二 一号から第三号まで若しくは第五号に掲げる有価証券の性質を有す 第四号、第五号の二から第六号まで若しくは第七号の三から第八 次に掲げる者(法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第 同項第十号に掲げる有価証券、同項第十号の二若しくは第十号 法第百九十三条の二第一項に規定する政令で定める者は) 若

明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとし て内閣府令で定めるものに限る。)を除く。)とする。 とみなされる同項第二号に掲げる権利の発行者 (法第百九十三条の は第一条の有価証券若しくは法第二条第二項の規定により有価証券 |第一項に規定する書類について公認会計士又は監査法人の監査証

|・二 (略)

(株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任

第四十一条

長官権限のうち次に掲げるものは、居住者(外国為替及

は居所。 び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。 おいて同じ。) を管轄する財務局長 (当該所在地が福岡財務支局の 事務所の所在地 (当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又 いて同じ。) に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる 管轄区域内にある場合にあつては、 に関するものにあつては関東財務局長に委任する。 次条第四項、 次条第四項 第四十三条の六第一項及び第四十三条の七にお 第四十三条の六第一項及び第四十三条の七に 福岡財務支局長)に、 非居住者 第

(略)

2 . 3

(略)

(開示用電子情報処理組織による手続の特例等の権限の財務局長等

への委任

証券とみなされる同項第二号に掲げる権利の発行者(法第百九十三 として内閣府令で定めるものに限る。)を除く。)とする。 査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないもの 条の二第一項に規定する書類について公認会計士又は監査法人の監 しくは第一条の有価証券若しくは法第二条第二項の規定により有価

一・二 (略)

(株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任

第四十一条 易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者(第三項において「 住所又は居所。 非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する つては、福岡財務支局長)に、同法第六条第一項第六号に規定する 財務局長 (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあ 主たる事務所の所在地(当該居住者が個人の場合にあつては、その 居住者」という。) に関するものにあつては当該居住者の本店又は 長官権限のうち次に掲げるものは、 第四十三条の六第一項において同じ。) を管轄する 外国為替及び外国貿

<u>ر</u> = (略)

2 . 3 (略)

(開示用電子情報処理組織による手続の特例等の権限の財務局長等

への委任)

3 -

第四十一条の二 (略)

受理の権限 (次項から第五項までに定めるものを除く。) は内国会 るものにあつては関東財務局長に委任する。 内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、その他の者に関す 所在地を管轄する財務局長 (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域 社に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の 認の権限及び第十四条の十一の規定による書面又は磁気ディスクの 長官権限のうち、法第二十七条の三十の四第一項の規定による承 2

3 (略)

4 局長に委任する。 長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては 受理の権限であつて次に掲げるものは、 認の権限及び第十四条の十一の規定による書面又は磁気ディスクの ては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局 福岡財務支局長)に、 長官権限のうち、法第二十七条の三十の四第一項の規定による承 非居住者に関するものにあつては関東財務 居住者に関するものにあつ (新設

規定による大量保有報告書に係る権限 法第二十七条の二十三第一項及び第二十七条の二十六第一項の

十六第二項の規定による変更報告書に係る権限 法第二十七条の二十五第一項及び第三項並びに第二十七条の一

法第二十七条の二十六第三項の規定による届出に係る権限

5 認の権限及び第十四条の十一の規定による書面又は磁気ディスクの 長官権限のうち、 法第二十七条の三十の四第一項の規定による承

> 第四十一条の二 (略)

あつては、福岡財務支局長)に、その他の者に関するものにあつて る財務局長 (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合に 受理の権限 (次項に定めるものを除く。) は内国会社に関するもの 認の権限及び第十四条の十一の規定による書面又は磁気ディスクの は関東財務局長に委任する。 にあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄す 長官権限のうち、法第二十七条の三十の四第一項の規定による承

3

(略)

(新設)

該報告書が提出された財務局長又は福岡財務支局長に委任する。において「報告書」という。)の訂正に係る書類に係る権限は、当項の規定による前項第一号及び第二号に規定する書類(以下この項条の二十九第一項において準用する法第九条第一項及び第十条第一受理の権限であつて、法第二十七条の二十五第四項並びに第二十七

等への委任)(特定有価証券等の売買に関する報告書等に関する権限の財務局長)

。 長)に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任するが福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局が福岡財務支局の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地報告書の受理の権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者第四十三条の六 長官権限のうち法第百六十三条第一項の規定による

2・3 (略)

(議決権の代理行使に関する権限の財務局長等への委任)

支局長)に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所書類の写しの受理の権限は、居住者に関するものにあつては当該居第四十三条の七 長官権限のうち第三十六条の三第一項の規定による

等への委任)(特定有価証券等の売買に関する報告書等に関する権限の財務局長

2・3 (略)

(議決権の代理行使に関する権限の財務局長等への委任)

にあつては、福岡財務支局長)に、同項に規定する非居住者に関すする財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地関サるものの受理の権限は、第四十一条第一項に規定する居住者に第四十三条の七 長官権限のうち第三十六条の三第一項の規定による